

東京聖栄大学科目等履修生規程

(目 的)

第1条 この規程は、学則第52条の規定により、科目等履修生に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程に定める科目等履修生とは、本学で開講している授業科目（ただし、学外の実習科目については、原則として除く。）のうち特定の科目を受講する者をいう。

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は各学期の初めとする。

(入学資格)

第4条 科目等履修生として入学できる者は、学則第12条に規定する入学資格のある者および大学・短期大学を卒業した者とする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、本学所定の下記書類に、所定の入学選考料を添えて学長に願出しなければならない。

- ① 入学願書
- ② 履歴書
- ③ 入学資格に関する証明書

(受講制限)

第6条 科目等履修生が1学期に出願できる受講科目数は5科目以内とする。

(入学許可)

第7条 科目等履修生として入学を志願する者がある時は、正規の学生の教育に支障のない範囲内において、教授会の意見を聴いて学長がこれを許可する。

(入学手続)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続料・受講料等所定の学費を納入の上、入学手続を行わなければならない。

ただし、本学卒業者は、入学手続料を免除する。

2. 実験実習科目を受講する場合は、受講料の外、別に定める当該受講科目にかかる所定の実験実習費を併せて納入しなければならない。

(学費の返却)

第9条 既納の入学選考料・入学手続料および受講料・実験実習費等の学費は、いかなる事由があっても返却しない。

(在学期間)

第10条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。

ただし、特別の事由がある時は、願い出によりその期間の延長を許可することがある。

(単位の授与及び同証明書の交付)

第11条 所定の授業科目の受講を修了し、その試験に合格した者に対しては、所定の単位を与える。また、願い出により当該受講科目の単位取得証明書を交付することができる。

(受講許可の取消)

第12条 科目等履修生として、本学の秩序を乱し、その他科目等履修生の本分にもとる行為のあった者に対しては、教授会の意見を聴いて学長が受講の許可を取り消すことがある。

(準用規程)

第13条 この規程で特に定めるもののほかは、本学学生に関する規程を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。なお学長は決定後、その内容を理事長へ報告するものとする。

附 則

1. この規程は平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は平成27年6月1日から改正・施行する。